## $\bigcirc$ 厚 生 一労働 省告示第三百 兀 十 七 묽

及 正 費 び L 診 そ 用 療  $\mathcal{O}$ 平 報  $\mathcal{O}$ 成 額 材 酬  $\mathcal{O}$ 料  $\mathcal{O}$ + 算 価 算 定に 定 九 格 方 年 <u>+</u> = 材 法 <u>つ</u> V) 料 平 月 て 価 -成二十. は、 格 日 基 準) な か 年 お 5 · 厚 生 従 適 平 前 用 成二十 労 す  $\mathcal{O}$ る。 働 例 省 に ょ 告 年 た る。 だ 示第 厚 し、 生 五. 労 + 同 働 九 年 省 号) + 告 示 月三 第  $\mathcal{O}$ 規 定 六 + + に 日 号) 基 以 前 づ き、 に  $\mathcal{O}$ 行 特 部 わ 定 れ を 保 次 た 療 険  $\mathcal{O}$ 養 ょ 医 う 療 に 関 に 材 改 料 す

平 ·成二十 九 年  $\dot{+}$ 月三十 日

る

厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信

する を 付  $\mathcal{O}$ 破 次 ŧ 線 L  $\mathcal{O}$ 0) た 表 で を掲げてい 規 进 に 定 ょ  $\lambda$ だ り、 以 部 下 分 改 な 正  $\mathcal{O}$ ١ ﴿ 対 前 ょ う ŧ 象 欄 É  $\mathcal{O}$ 規 12 は、 定 改 撂  $\Diamond$ げ とい これを加える。 る 改 規 . う。 正 定 前  $\mathcal{O}$ 欄 破 線 は、 及 び で 改 改 进 正 正  $\lambda$ だ 前 後 部 欄 欄 に 分をこ に 掲 対 げ 応 る れ し 対 7 に 象規定 撂 対 げ 応 す る で改 る改 そ  $\mathcal{O}$ 正 標 正 後 記 後 欄 欄 部 に 分 に ک 掲 に二 れ げ に 重 る 対応 傍 規 線 定

改	改
別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~132 (略) 133 血管内手術用カテーテル	別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~132 (略) 133 血管内手術用カテーテル
(1)・(2) (略) (3) PTAバルーンカテーテル ①~⑤ (略) ⑥ 再狭窄抑制型 170,000円 (4)~(2) (略) 134~193 (略)	(1)・(2) (略) (3) PTAバルーンカテーテル ①~⑤ (略) (新設) (4)~(22) (略) 134~193 (略)
194	(新設) (新設) Ⅲ~V (略) VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品 名 単 位 材料価格 001~057 (略)	品 名 単 位 材料価格 001~057 (略)
058 CAD/CAM冠用材料   (1) CAD/CAM冠用材料(I) 1個 3,820円   (2) CAD/CAM冠用材料(II) 1個 5,230円   059 (略)   VII~IX (略)	058 CAD/CAM冠用材料 1 個 3,820円 059 (略) VII∼IX (略)